

## 大学院入学資格等に係る専修学校専門課程の指定に関する実施要項

### 1. 趣旨

学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号の規定に基づく専修学校の専門課程の指定に関しては、この実施要項の定めるところによる。

### 2. 目的

大学院入学資格等に係る専修学校の専門課程の指定は、平成17年1月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言に基づき、誰もがアクセスしやすい柔軟な高等教育システムを構築し、学習者の立場に立って相互の接続の円滑化を図ることを目的とする。

### 3. 指定の基準

専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準は、「専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件」（平成17年文部科学省告示第138号）に掲げるとおりである。

（参考）「専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準を定める件」の概要

＜1＞修業年限が4年以上であること。

＜2＞全課程の修了の要件が、次の表左覧に掲げる学科の区分に応じ、同表右覧に掲げるものであること。

学科の区分		要件
専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）第4条に規定する昼間学科又は夜間等学科	学校教育法施行規則第183条の2第2項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの	全課程の修了に必要な総授業時数が3,400単位時間以上であること。
	単位制による学科であるもの	全課程の修了に必要な総単位数が124単位以上であること。
専修学校設置基準第5条第1項に規定する通信制の学科		

＜3＞体系的に教育課程が編成されていること。

＜4＞試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程の修了の認定を行っていること。

#### 4. 手続

- ① 設置する専門課程（以下「課程」という。）の指定を希望する専修学校は、毎年8月31日までに、文部科学大臣に対し、当該課程が上記3の指定の基準（以下「指定基準」という。）を満たすと考えられる旨（別記様式6）を通知するものとする。
- ② 文部科学大臣は、指定基準を満たすと認める課程を指定し、指定を行った日（以下「指定日」という。）以後当該課程の整備が完了する年度（指定日より前に整備が完了している場合は、指定日が属する年度。）の最後の月の初日を、学校教育法施行規則第155条第1項第5号に規定する「文部科学大臣が定める日」として定めた上で、専修学校、課程及び学科の名称、文部科学大臣が定める日並びに位置を官報で告示する。
- ③ 指定を受けた課程を設置する専修学校は、以下に掲げる事由が発生した場合には、毎年8月31日までに、文部科学大臣に対し、別記の各様式によってその旨を通知するものとする。
  - ア) 当該課程に係る専修学校、課程若しくは学科の名称又は位置が変更された場合（別記様式7）
  - イ) 当該課程が廃止された場合（別記様式8）
  - ウ) 当該課程が指定基準に適合しなくなったと考えられる場合（別記様式9）。
- ④ 文部科学大臣は、指定を行った課程に係る専修学校、課程若しくは学科の名称又は位置に変更があったときは、その旨を官報で告示する。
- ⑤ 文部科学大臣は、指定を行った課程が廃止されたときは、その旨を官報で告示する。
- ⑥ 文部科学大臣は、指定を行った課程が指定基準に適合しなくなったと認めたときは、その指定を解除し、その旨を官報で告示する。
- ⑦ 上記②から⑥に示す文部科学大臣の告示は、毎年度、原則として10月に行うものとする。
- ⑧ 指定を受けた課程を設置する専修学校は、告示された文部科学大臣が定める日までの間、毎年6月30日までに、文部科学大臣に対し、当該課程の状況について（別記様式10）の通知を行うものとする。

#### 5. 留意事項

- ① 一旦告示された文部科学大臣が定める日については、同日より前の日に変更することはできない。
- ② 本実施要項別記様式6から10までにおいて記載すべき事項は、「専修学校の専門課程の修了者に対する高度専門士の称号の付与に関する実施要項」（平成18年8月1日付け生涯学習政策局長通知別紙2）別紙様式6から10までにおいて記載すべき事項と概ね同一となっている。したがって、本実施要項別記様式6から10までにより通知を行うに当たっては、「専修学校の専門課程の修了者に対する高度専門士の称号の付与

に関する実施要項」別紙様式6から10までの記載内容と異ならないように留意すること。

- ③ 同一学科名の昼間学科と夜間等学科が設置されている場合又は夜間等学科のみが設置されている場合、指定の対象が明確となるよう、通知及び告示における学科の名称の末尾に、「(昼間部)」「(夜間部)」等の表示を行うものとする。また、既に告示されている昼間学科のみが設置されている学科について、夜間等学科が新設された場合、すでに告示されている学科の名称を「(昼間部)」で終えるものに変更する旨(別記様式7)を通知するものとする。
- ④ 同一学科名の修業年限が異なる複数の学科が設置されている場合、指定の対象が明確となるよう、通知及び告示における学科の名称の末尾に、「(4年制)」等の表示を行うものとする。また、既に告示されている学科を設置している専修学校に、同一学科名の修業年限が異なる学科が新設された場合、すでに告示されている学科の名称を「(4年制)」等で終えるものに変更する旨(別記様式7)を通知するものとする。
- ⑤ 教育課程の年次進行等の事情により、上記②や③の方法では区別が困難な形態で、同一学科の中に、指定基準を満たす教育課程と指定基準を満たさない教育課程が併存する期間がある場合には、両者が併存する期間については、指定基準を満たす教育課程を有する課程について、名称の末尾に「(新課程)」の表示を付した上で、通知するものとする(別記様式6)。
- ⑥ 上記③④⑤の場合、修了証書等の修了を証明する書類にも同様の記載を行うものとする。

## 6. 附則

- ① この実施要項は、平成27年12月8日から施行する。
- ② この実施要項の適用について必要な事項は、別に文部科学省高等教育局長及び生涯学習政策局長が定める。
- ③ 平成27年度における文部科学大臣宛ての通知については、上記4①③⑧に関わらず、平成28年1月29日までに行うものとする。